

平成28年度 専門家派遣事業 実施要綱

公益財団法人 とっとり県民活動活性化センター

(目的)

第1条 本事業は、税理士、行政書士、社会保険労務士、中小企業診断士等（以下「専門家」という。）を県内NPO等に派遣することで、組織運営上の課題解決を図る。また、このしくみを確立することで、県内NPO等の支援基盤の拡充を図る。

(事業概要)

第2条 本事業は、専門家を登録し、公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下「センター」という。）の調整・マッチングのもと、専門家が組織・経営基盤の整備・強化、事務力の向上等、組織運営上の課題解決を求めるNPO等の支援に入ってアドバイスを行うとともに、NPO等への理解を深める機会とする。

2 センターは、専門家の募集・管理、NPO等への紹介、調整及びマッチングを行うとともに、本事業を県内NPO等支援のしくみの1つとしてその拡充を検討する。

(専門家登録の対象及び登録方法)

第3条 登録対象は、鳥取県内で活動を行う専門家で、NPO等の組織運営上の課題解決の支援に協力できる者とする。

2 登録を希望する者は、「専門家登録申請書」（様式第1号）に記入し、センターへ提出し、センター担当者と面談を行った上で、登録することができる。

3 登録者の情報は、氏名、アドバイスに係る資格や専門性等、申請書に記載されている範囲で公開するものとする。

(進め方及び留意点)

第4条 センターは、組織運営の解決に資する専門家を対象に登録の呼びかけを行うとともに、NPO等を対象に本事業の周知を図る。

2 アドバイス派遣を希望するNPO等は、「専門家派遣申請書」（様式第2号）をセンターへ提出する。

3 センター担当者は、申請NPO等と面談（事前ヒアリング）を行った上、専門家派遣に関する調整及びマッチングを行う。ただし、登録者が申請NPO等の正会員、役員である場合又はすでに契約して業務として携わっている場合を除く。

4 NPO等に派遣される専門家の支援業務には、原則センター担当者が同席する。

5 支援業務が終了した場合、支援を行った専門家及び支援を受けたNPO等は、それぞれ「専門家派遣報告書（専門家用）」（様式第3号）、「専門家派遣報告書（NPO等用）」（様式第4号）をセンターに提出する。

6 センターは、支援業務を行った専門家から「専門家派遣報告書」を受けた後2週間以内に、別表の基準に従い専門家に謝金及び旅費の支払手続きを行う。

7 センターは、実施業務の成果と課題をとりまとめ、次年度以降のNPO等支援のしくみづくりに反映させる。

8 本事業の活用は、1団体につき最大2回までとする。ただし、専門家の紹介はこの限りではない。

9 支援業務には、専門家の団体への相談対応以外に、法務局等、専門機関での相談に対する専門家の同席を要する場合も含まれる。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本事業について必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年5月10日から施行する。

別表（第4条関係）

経費科目	経費	備考
謝金	12,000円	1日1回あたり1時間以上3時間未満
旅費	実費を支給	センターの規程に基づき支払う。